

第2講：18 「理の歌」

今回の公開講座では、以下の逸話を紹介した。

一八 理の歌

十二下りのお歌が出来た時に、教祖は、

「これが、つとめの歌や。どんな節を付けたらよいか、皆めいめいに、思うように歌ってみよ。」

と、仰せられた。そこで、皆の者が、めいめいに歌うたところ、それを聞いておられた教祖は、

「皆、歌うてくれたが、そういうふうには歌うのではない。こういうふうには歌うのや。」

と、みずから声を張り上げて、お歌い下された。次に、

「この歌は、理の歌やから、理に合わせて踊るのや。どういうふうには踊ったらよいか、皆めいめいに、よいと思うように踊ってみよ。」

と、仰せられた。そこで、皆の者が、それぞれに工夫して踊ったところ、教祖は、それをごらんになっていたが、

「皆、踊ってくれたが、誰も理に合うように踊った者はない。こういうふうには踊るのや。ただ踊るのではない。理を振るのや。」と、仰せられ、みずから立って手振りをして、皆の者に見せてお教え下された。

こうして、節も手振りも、一応皆の者にやらせてみた上、御みずから手本を示して、お教え下されたのである。

これは、松尾市兵衛の妻ハルが、語り伝えた話である。

この逸話の特徴の一つは、かなり長い期間の出来事の回想が、年月を経たあとで人を介して伝えられていることである。『稿本天理教教祖伝逸話篇』に収録されている教祖の逸話には、エピソードの日時や具体的状況、人物情報などがはっきりしているケースも少なくない。

また、逸話の語り手の言葉がかなり直接的に伝えられている場合もある。ある特定の日の出来事を本人が直接に伝えている場合は、一つひとつのエピソードの内容がかなり詳しく伝えられている。しかし、今回の逸話のような回想では、しばしば多くの出来事や複雑なプロセスを経て成立した歴史的事象が、極めてシンプルな思い出話として語られてしまう。

もちろん、シンプルな語りであるからこそ心に響くエピソードもあるのだが、今回の講座では『稿本天理教教祖伝』の記述をもとに、短い逸話の背景にある史実を出来るだけ詳しく辿りながら、「理の歌」や「理を振る」といった教祖の印象的な言葉に込められた、「みかぐらうた」や「おてふり」の意義について考えてみた。

*

『稿本天理教教祖伝』によれば、教祖は慶応2年秋に「あしきはらひ」のつとめの歌と手振りとを教えられた。さらに、翌年の慶応3年正月から8月迄に十二下りの歌を作られ、続いて節付けと振付けに3年かけられた。また、明治3年には「よろづよ八首」の歌が十二下りの歌の初めに加えられ、同年には、「ちよとはなし」の歌と手振りも教えられている。

続いて、明治8年には「いちれつすますかんろだい」の歌と手振りが教えられ、かぐらづとめの手が整うとともに、肥、萌

え出等11通りの手が教えられた。さらに、明治15年に手振りは元のままながら、「いちれつすます」の句は「いちれつすまして」と改まり、「あしきはらひ」もまた、「あしきをはらうて」と改められている。

冒頭に掲げた逸話に語られた「みかぐらうた」と「おてふり」の教示については、『稿本天理教教祖伝』の69頁～101頁に、当時の歴史的背景などに触れながらかなり詳しい記述がある。逸話の回想の時期を厳密に限定すれば、十二下りの歌と節付け、振付けを教えられた慶応3年から明治3年くらい期間になるだろうが、「理の歌」や「理を振る」という教祖のお言葉自体は、「みかぐらうた」や「おてふり」を教示された時期全体に共通するものだろう。

*

歴史を振り返れば、教祖が「みかぐらうた」を教え、手振りを仕込まれた時期は、天理教内においても日本の社会全体においても、激動の時期であったことが分かる。

慶応2年には、小泉村不動院の山伏たちが中山家で乱暴し、古市代官所へ訴える事件があった。これを契機として、慶応3年には京都の吉田神祇官領の認可を得ている。また、明治2年には「おふでさき」の執筆が始まっている。

この時期は、大政奉還から戊辰戦争を経て、明治新政府の体制が整えられた頃であり、日本全体にとっても激動の時期であった。こうした大きな時代の転換期のなかで、教祖は根源的な教えの開示を進めたのであった。逸話の回想だけを拝読していると、何となく牧歌的な雰囲気なかで、淡々と教えられたかのようなのであるが、当時の人々は逼迫した時代の空気やお道を取り巻く環境の変化のなかで、教祖のお言葉を受けとめていたのではなかろうか。

明治8年に「いちれつすますかんろだい」の歌と手振りが教えられ、かぐらづとめの11通りの手が教えられた時期の前後には、教祖は赤衣を召されて「月日のやしろ」であることを示すとともに（明治7年）、「ぢば」の地点を明示（明治8年）している。また、この時期はいわゆる「明治6年の政変」以来の不安定な政治体制のもとで、明治初年の神道国教化政策を転換し、教部省のもとに大教院制度が確立されて、神仏合同の全国的な国民教化運動が展開された時期でもあった。

教祖が赤衣を召される直前に、奈良の中教院からの呼び出しがあり、神名を差し止められたことには、こうした日本社会の動向も深く関わっている。明治15年には、「かんろだい」の石普請の頓挫とともに「いちれつすます」の句は「いちれつすまして」と改まり、「あしきはらひ」は「あしきをはらうて」と改められている。

当日の講座では、こうした歴史的背景を確認しながら、教祖が「理の歌」あるいは「理を振る」と表現された、「みかぐらうた」と「おてふり」の意義について考察した。「理の歌」である「みかぐらうた」は親神の啓示であり、「理を振る」とされる「おてふり」もまた、教祖を通して伝えられた啓示として受け取るべきだろう。

教祖が教示した「つとめ」は、この世界の真実を振り動かし、「陽気ぐらし」世界を実現する具体的な手段なのである。